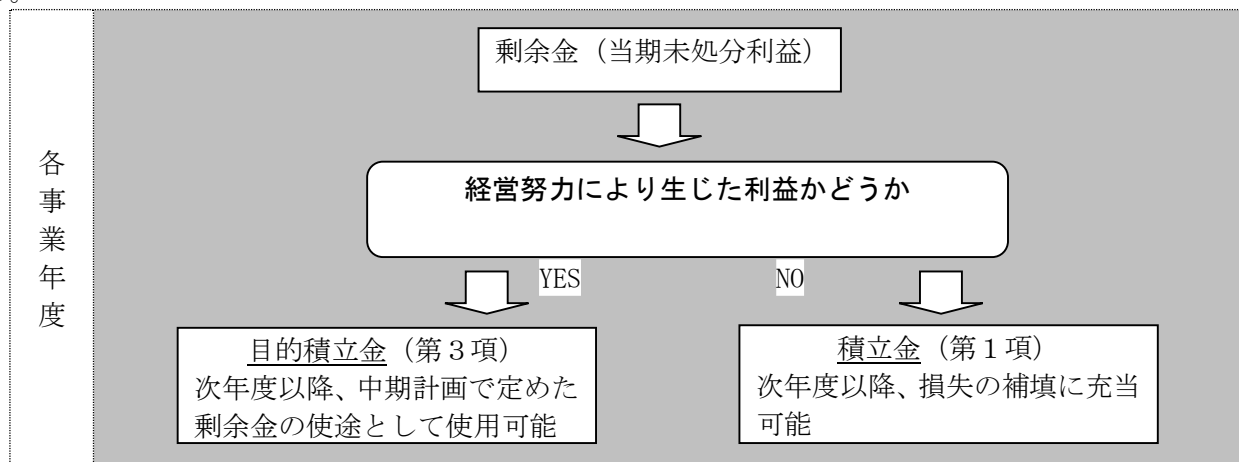


## 神戸市公立大学法人の利益処分の考え方

### 1. 積立金の考え方

地方独立行政法人法第 40 条に基づき、各事業年度後の剰余金は以下のとおり処分することとなっている。



(参考) 神戸市公立大学法人第4期中期計画で定めた剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の維持・向上や魅力発信、組織運営の改善に充てる。

### 2. 神戸市公立大学法人の利益処分の考え方

地方独立行政法人法第 40 条第3項に定める市長の承認は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）の経営努力と認定した場合に行う。

経営努力の認定は下記の要件に該当する場合とし、法人は経営努力によることの説明責任を果たさなければならない。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- (2) 中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益（行うべき業務を行わなかった結果、費用が減少した場合は、経営努力によらないものとする）
- (3) 天災等避けることのできない事故により、年度内に執行できなかったと認められるもの
- (4) その他、法人において経営努力によることを立証した利益

### 3. 経営努力の認定の方法について

法人が行うべき業務を予定通り行った場合に剰余金が生じたときは、法人の業務運営の効率化の結果として、原則、全額について法人の経営努力によるものと認定する。

「法人が行うべき業務を予定通り行った場合」とは、以下の条件を達成していることを市が認めた場合とする。

- ①当該事業年度の5月1日時点の学生収容定員を在籍者が充足していること。
- ②神戸市公立大学法人の中期計画の達成状況について、法人からの報告をふまえ、評価委員会から全体として行うべき業務を実施していると認められること。

(参考) 地方独立行政法人法抜粋

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。